

～廃棄物処理問題～

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



宿題は「特別管理」の「定義」からでしたね。それでは、さっそく見ていきましょう。

宿題Q、次のうち、廃棄物の定義として誤っているものはどれか。

- (1) 一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物及び輸入された廃棄物（前段の廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く）をいう。
- (3) 特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- (4) 特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- (5) 特別管理一般廃棄物とは、特別管理産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

【解説】

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物であるが、特別管理一般廃棄物は、特別管理産業廃棄物以外の廃棄物とはならないので注意する必要がある。「特別管理廃棄物」という廃棄物が定義され、それが特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分かれているものではない。特別管理一般廃棄物は、一般廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性など人の健康や生活環境に係る被害を生じるおそれがあるものをいい、特別管理産業廃棄物は産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性など人の健康や生活環境に係る被害を生じるおそれがあるものをいう。したがって、(5)は誤り。(1)は法第2条第2項、(2)は法第2条第4項、(3)は法第2条第3項、(4)は法第2条第5項にそれぞれ規定されている。

正解 (5)

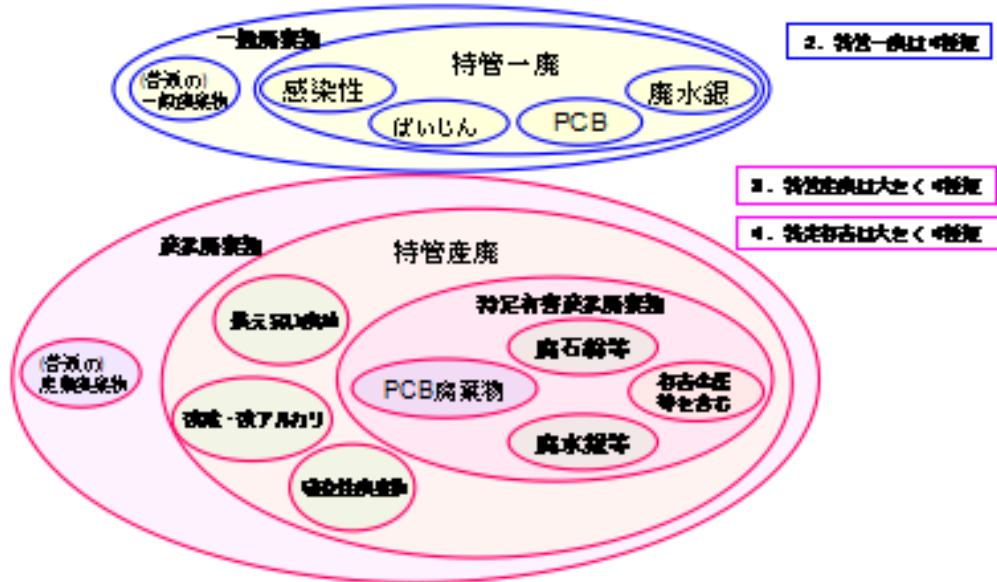
参考までに「特別管理」という要素に注目して廃棄物を分類してみた図をつけてみました。
特別管理一般廃棄物も特別管理産業廃棄物も法律の条文の表現は、同じ「爆発性、毒性、感染性など人の健康や生活環境に係る被害を生じるおそれがあるもの」なんですが、具体的に指定されている「物」は違うんですね。
たとえば、特別管理産業廃棄物には「燃えやすい廃油」が規定されていますが、特別管理一般廃棄物には「燃えやすい廃油」という種類はありません。だから、一夏おいて使い物にならなくなつた変質灯油が事業所から排出された場合は「特別管理産業廃棄物」になるのですが、同じ性状の「変質灯油」が一般家庭から排出された場合は「特別管理一般廃棄物にはならない」、つまり「普通の一般廃棄物」となるんですね。
ちなみに選択肢の(5)は小学校で習った「含む、含まれない」の理屈で考えれば「特別管理一般廃棄物とは、特別管理産業廃棄物以外の廃棄物をいう。」ではなく、「特別管理一般廃棄物とは、普通の一般廃棄物、産業廃棄物<普通の産業廃棄物+特別管理産業廃棄物>、以外の廃棄物をいう。」となりますね。呪文のようですね。

～廃棄物処理問題～

特管物に注目した包含・系統概念図

あくまで「概念」です。
厳密な用語を用いてください。

1. 基本は一般廃棄物、産業廃棄物



技術的な問題が続きましたので、別の分野から。

Q、次のうち、産業廃棄物処理業者が羈束的(=必ず)取消処分となる場合として、誤っているものはどれか。

- (1) 産業廃棄物処理業者が法人の場合で、その役員が欠格要件に該当したとき。
- (2) 不正の手段により許可を受けたとき。
- (3) 違反行為をした場合で、情状が特に重いとき。
- (4) 事業の全部停止又は一部停止処分に違反したとき。
- (5) 事業の用に供する施設が基準に適合しなくなったとき。

【解説】

「羈束行為」とは法の解釈が一義的にしかできないような場合で裁量は認められないこと。取消処分に関しては、「都道府県知事は～の場合、許可を取り消さなければならない」と規定されている場合が「羈束行為」として取消処分をする場合である。

(1)～(4)は法第14条の3の2第1項に規定されており、「許可を取り消さなければならない」と規定されている。

(5)については、法第14条の3の2第2項で「許可を取り消すことができる」と規定されている。

正解 (5)

欠格要件については、次の宿題Qと併せて次号で説明していきたいと思います。



宿題Q

次のうち、法人である産業廃棄物処理業者Aが欠格要件に該当する場合はどれか。

- (1) 役員がスピード違反で検挙され、反則金1万2,000円を納付した。
- (2) 従業員が自宅で家庭ごみを野焼きし、罰金30万円の刑に処された。
- (3) 役員が女性を侮辱した発言の罪により、拘留20日間の刑に処された。
- (4) 従業員が業務上過失致死の罪により、拘禁(令和7年5月までの行為であれば懲役)5年の刑に処された。
- (5) 役員が浄化槽法に違反し、罰金10万円の刑に処された。